

船舶事故調査報告書

平成25年8月1日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年3月27日 07時50分ごろ
発生場所	長崎県五島市竹ノ子島西方沖 五島市所在の福江港3号防波堤北灯台から真方位348° 2,530m付近 (概位 北緯32° 43.4' 東経128° 51.0')
事故調査の経過	平成25年4月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 大喜丸、4.90トン NS3-501682（漁船登録番号）、個人所有 10.50m (Lr) × 2.33m × 0.87m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数60、昭和52年12月1日 B 漁船 久丸、3.30トン NS3-64018（漁船登録番号）、個人所有 8.83m (Lr) × 2.06m × 0.74m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和50年10月20日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 80歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年8月12日 免許証交付日 平成22年10月7日 (平成27年10月24日まで有効) B 船長B 男性 71歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成15年8月1日 免許証交付日 平成25年3月5日 (平成30年8月3日まで有効)
死傷者等	A なし B なし
損傷	A 右舷船首及び右舷外板に擦過傷 B 右舷船首に擦過傷及びカンヌキの脱落、右舷船尾防舷材の割損
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、福江港に向けて航行中、

	<p>船長Aが、手動操舵によって操船に当たり、五島市福江島早崎鼻東方沖で右転後、竹ノ子島西方沖に向けて対地速力約6ノットで南南西進していたところ、左舷方に1隻、右舷方に2隻の操業中の漁船及び船首方少し左舷側の竹ノ子島西方沖に錨泊中のB船を認めたものの、B船はA船の進路の障害にならないと思い、船首方を気にすることなく、左右の操業中の漁船の動向を見ながら航行した。</p> <p>船長Aは、船首甲板で網から魚を取り外す作業をしていた甲板員Aを手伝うため、操舵室内の左舷壁下方に設置された遠隔操舵装置の主電源と天井部のコントロールユニットの電源を入れ、手動操舵から遠隔操舵での操船とし、船首甲板において、甲板員Aと共に作業をしながら操船を続けた。</p> <p>A船は、五島市^{やねお}屋根尾島^{あかき}赤崎西方沖を南南西進中、船長Aが、左右の操業漁船間を通過したこと、及び福江港が近くなってきたことから、遠隔操舵から手動操舵に切り替えるために操舵室に戻り、遠隔操舵装置の電源を切って舵輪での操船を開始しようとしたが、手動操舵ができず、操舵室でかがみ込んで原因を調べながら航行を続けていたところ、平成25年3月27日07時50分ごろA船の右舷船首とほぼ北方を向いて錨泊中のB船の右舷船首とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、07時40分ごろ竹ノ子島西方沖で錨泊し、船尾甲板で釣りの準備を始めた。</p> <p>船長Bは、錨泊した際、赤崎北方沖のA船を視認したが、距離もあったことから、気にすることなく釣りの準備を続け、船首方から船舶のエンジン音が聞こえて船首方を見たところ、A船が至近に接近しており、A船の操舵室窓に人影は見えなかったものの、手を振って大声を出したが、危険を感じて船体にしがみついたとき、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長Bは、海上保安庁へ通報し、同庁の指示により、両船共に自力で福江港に入港した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、レーダー及びGPSプロッターがなかった。</p> <p>船長Aは、本事故後、遠隔操舵から手動操舵に切り替えるための2か所の電源のうち、操舵室内の左舷壁下方の主電源スイッチを切り忘れていたことに気付いた。</p> <p>A船の操舵室天井部に設置された遠隔操舵装置のコントロールユニットには、遠隔操舵と手動操舵を切り替えるスナップスイッチが取り付けられていたが、船長Aは、同装置設置時から、主電源及び同ユニットの2か所の電源スイッチで手動操舵と遠隔操舵の切替えを行っており、スナップスイッチは使用していなかった。</p> <p>なお、A船は、本事故後、スナップスイッチでの切替えを試行した</p>

	ところ、故障のため、手動操舵への切替えができなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A あり、B なし A なし、B なし A 船は、屋根尾島赤埼西方沖を南南西進中、船長Aが、遠隔操舵から手動操舵に切り替えたものの、手動操舵ができず、操舵室で原因を調べていたことから、B船に向けて航行し、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、竹ノ子島西方沖で錨泊中、船長Bが、錨泊当初にA船に気付いたが、距離があると思い、船尾甲板で釣りの準備を行っていたことから、A船が至近に接近して気付き、手を振って声を出したが、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、竹ノ子島西方沖において、A船が南南西進中、B船が錨泊中、船長Aが、屋根尾島赤埼西方沖で遠隔操舵から手動操舵に切り替えたものの、手動操舵ができず、操舵室で原因を調べていたため、B船に向けて航行し、B船と衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 舵が効かない場合は、必ず停船して原因を調べること。 ・ 遠隔操舵装置の主電源及びコントロールユニットの電源によって遠隔操舵と手動操舵の切替えを行う場合、主電源スイッチをコントロールユニットの近くに取り付けることが望ましい。 ・ 錨泊中でも、周囲の見張りを行うこと。